

制度案内

令和 7 年度

立川市中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金

1. 事業背景・目的

立川市は、鉄道交通網の結節点であることから、多摩地域の他都市と比較しても、非常に多くの事業所が集積しています。それに伴い、事業所の経済活動を通じて使用されるエネルギーの割合も、他都市に比べて非常に高いということになります。また、JR立川駅直近の大規模商業施設のイメージが強い本市ですが、事業所の大多数は中小企業であり、また小規模企業の割合も高いという産業構造上の特徴をもっており、事業所などからのCO₂排出量は、市全体の43.5%（2022年）で、最も多くなっています。

しかしながら、本市の大きな割合を占める中小企業がCO₂削減対策を実施するには、資金や人手、技術情報の不足といった多くの課題があり、特に削減効果の高い省エネルギー設備の導入促進が重要な課題となっています。

こうした背景の中、本補助制度では、市内中小企業者が行う、省エネルギー診断の改善提案に基づく省エネルギー設備等の導入に際しての、負担軽減及びCO₂削減対策を支援します。

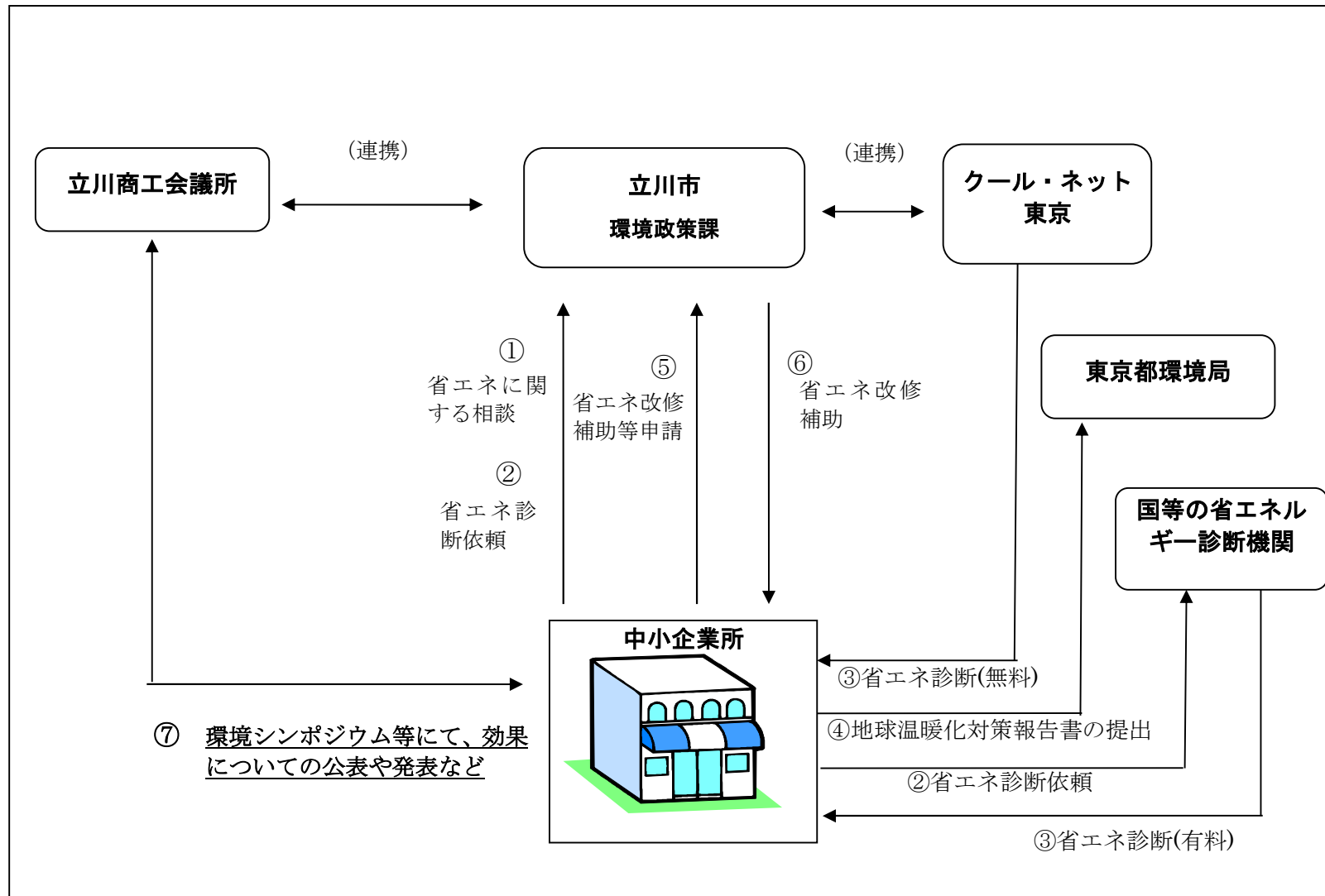
【本補助制度における用語について】

- * 中小企業：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定義される中小企業者（小規模企業者含む）をいう

業 種	中小企業者 （下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- * 中小規模事業所：前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所等又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいう

2. 事業スキーム図



本補助制度は、省エネルギー診断に基づき立川市内の中小企業が導入する省エネルギー設備改修により、二酸化炭素（CO₂）が削減される事業を支援します。

- ① 立川市中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金（以下「中小企業省エネ改修補助金」という。）の申請を希望される市内に事業所がある中小企業者（小規模企業者含む）は、立川市環境政策課にお問い合わせください。
予定されている改修内容等が、補助の対象になるか確認させていただきます。
その後、省エネルギー診断についてご案内いたします。
 - ② 省エネルギー診断支援申込書は、立川市環境政策課に提出していただきます。
省エネルギー診断（無料）は、公益財団法人東京都環境公社（クール・ネット東京）が実施いたします。＊省エネルギー診断の混雑状況によっては国等が実施している省エネルギー診断（有料）のご案内もしております。
 - ③ 中小企業者は、省エネルギー診断後の報告書を受けて、改善提案に基づく省エネ機器等の検討を行ってください。
＊市への補助金交付申請までに、環境政策課と協議をお願いします。
 - ④ 地球温暖化対策報告書制度に参加してください。
 - ⑤ 市へ省エネ改修補助金交付申請を行います。
 - ⑥ 省エネルギー設備等の導入に伴い、市から中小企業者へ中小企業省エネ改修補助金交付要綱に基づき、補助金を交付します。
- ※ 立川市中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金交付要綱（中小企業省エネ改修補助金交付要綱）を必ずご参照ください。
- ※ 中小企業省エネ改修補助金の申請は、省エネルギー診断の改善提案に基づく省エネ改修工事であることが条件となっています。

3. 中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金（中小企業省エネ改修補助金）について

（１） 補助対象事業者

市内において事業を行う中小規模事業所の所有者又は中小規模事業所を賃借する事業者であって、かつ、中小企業者（小規模企業者を含む）であること。

(2) 補助要件

- ・過去に本事業に基づく補助金の交付を受けていないこと
- ・補助対象事業について市及び東京都の補助を受けていないこと
ただし、国費補助金を受けた場合は対象事業費から除く。
- ・市税を滞納していないこと
- ・申請日前3年以内に省エネルギー診断を受診していること
- ・地球温暖化対策報告書制度に参加すること（報告書提出期限 12月15日）

(3) 設備改修の条件

- ・省エネルギー診断の改善提案に基づく事業であること
- ・令和8年2月末までに改修工事を完了すること
- ・過去1年間のエネルギー使用量、料金に関するデータを把握し、省エネ改修後に二酸化炭素排出量削減効果の報告を2年間行うことなど

(4) 対象となる設備の事例

高効率照明器具（LED など）、業務用エアコン等の取り替えなど、省エネルギー診断報告書の改善提案に基づく設備の改修

(5) 申請方法

省エネルギー診断を受診した中小企業者は、立川市環境政策課と事前協議の上、申請をしてください。

(6) 補助金額

補助対象経費(設計費・設備改修費)の3分の1以内（上限50万円）

6件程度

※予算がなくなり次第終了します。

(7) 申請に係る必要書類

中小企業二酸化炭素排出量削減事業施設改修費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて申請をしてください。

- ① 省エネ改修事業計画書（第2号様式）
- ② 設計書、設備の配置状況がわかる平面図、設備のカタログ等
- ③ 収支予算書（第3号様式）及び工事見積書
- ④ 省エネルギー診断の報告書の写し
- ⑤ 法人の場合は、履歴事項全部証明書（発行後3月以内のもの）
- ⑥ 市税の完納証明書（申請日から2週間以内のもの）
- ⑦ 他の制度による補助金等を受ける場合は、当該補助金等の申請書等の写し
- ⑧ 建物を所有していない場合は、建物所有者の同意書
- ⑨ 地球温暖化対策報告書制度への参加が確認できる書類（報告書の写し、提出完了が確認できるメール画面のコピー等）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

(注)完納証明書は納税証明書的一种です。収納課で取り扱っています。
また錦連絡所、西部連絡所、東部連絡所、富士見連絡所及び窓口サービスセンターでも発行できます。受付時間は、月から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前 8 時 30 分～午後 5 時です。＊1 通 200 円が必要となります。

(8) 協力事項

- ・エネルギー使用量等のモニタリングへの協力、関連データの市等への提供
- ・セミナーや各種資料における事例紹介への協力、施設見学の受入れ 等

4. 本補助制度における補助金の取消、返還について

虚偽の申請によりこれらの補助金交付決定を受けたり、本事業の要綱に違反したりした場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。また、すでに補助金が交付されているときは、交付決定を受けた事業者には返還を求めることがあります。